

第1回子ども未来局指定管理者審査選定委員会議事概要

- 1 日 時 平成29年4月24日（月） 14時00分～15時10分
- 2 会 場 議会棟2階第6委員会室
- 3 出席者 （委 員） 奥野委員長、相川委員、松村委員、横山委員、中島委員、住谷委員、
金子委員
（所管課） 子育て支援政策課子ども総合センター開設準備室
（事務局） 子育て支援政策課

4 諮問内容と答申結果

選考方法案について諮問を受け、次のとおり答申した。

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
さいたま市子ども家庭総合センター	1	その他児童福祉施設	公募	平成30年4月1日 ～平成35年3月31日

5 議事要旨

【説明】

- ・施設の設置目的
子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する。
- ・施設概要
所在地 さいたま市浦和区上木崎4丁目4番10号
平成29年11月竣工予定 鉄筋コンクリート造4階建
延床面積12,536.26㎡
主な施設 総合案内、遊びひろば、子育てコンビニ・カフェ、なんでも子ども相談窓口、なんでも若者相談窓口、中高生活動スペース、バンドスタジオ、ダンススタジオ、子ども研究センター、多目的ホール、調理室、児童相談所（直営）
こころの健康センター（直営）、総合教育相談室（直営）、男女共同参画室（直営）、発達障害児生活支援室（直営）、子どもケアホーム（直営）
- ・指定管理者の業務内容
＜施設運営に関する業務＞
総合相談機能の事業運営業務、“地域の子育て”支援機能の事業運営業務、企画・研究機能の事業運営業務、世代間交流・活動拠点機能の事業運営業務、施設運営会議への参画業務、施設の利用受付・許可等の手続き 等
＜その他の業務＞
施設管理マニュアルの作成、ホームページによる施設の情報提供、アンケート調査の実施、各種報告書の提出 等

- ・ 指定期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。
- ・ 指定管理者の選考方法（公募・非公募）
公募とする。
- ・ 申請資格要件
同様な業務（児童センター等の子ども・子育て支援に関する施設の管理業務）の実績がある。
本店の所在地がさいたま市内である。（共同事業体で応募する場合、構成員のうち最低1団体が満たしていればよい）
- ・ 指定管理料
5年間の上限額、864,249千円
支出合計額からその他収入（事業収入）を除いた額が指定管理料となる。
支出については、消費税及び地方消費税が平成31年10月に8%から10%に引き上げられることを想定して積算している。
- ・ 選定基準（評価項目・配点）
「さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第3条第1項各号に定める基準に基づき評価項目を設定
本施設では、設置目的にあるように総合的な支援を行うものであることから、事業運営を重視し、「事業運営業務の企画が優れ、施設の効用を最大限に発揮する内容となっているか」という項目を複数設け、配点を重点化した。

【質疑等】

- Q 指定管理料の資料で、維持管理経費等の中の維持管理費の項目が0円になっているが、複合的施設のため指定管理者だけが管理するのではないからか。
- A 施設維持管理は別途業務委託をする形を取っていて、指定事業者の業務からは外した。これは、市内事業者の受注機会の確保を目的としたものである。
- Q 維持管理だけを別の業者に直接お願いする例は、市内の指定管理で、今までもあったのか。
- A 例えば、サウスピア（南区役所等が入る複合公益施設）のように複合施設になっているところで、公の施設が複数あり、その中のひとつの公の施設が全体の維持管理を行い、結果として残りの公の施設には運営部分だけを行うケースがある。
- Q 維持管理費の中の人件費について、何人ぐらいを雇う予定なのか。
- A 指定管理者の公募の中での提案として、30人程度を想定している。
- Q その場合、割り算をすると一人あたりの年収が少ないが。
- A 必ずしも正規職員だけで行わなくてはならないという項目ではなく、臨時職員や非常

勤職員を雇った上での積算としている。会館業務が朝8時半から夜8時までである中でのローテーション上の想定人数であるが、実際の人数設定は事業者の考え方で変わってくるものとする。

Q 業務形態が直営、業務委託、指定管理の3種類あるが、横のつながりの調整についてお聞きしたい。

A まず仕様書の中で、別途業務委託業者との連携を指定管理者にお願いすることを考えているが、それだけでは難しいので、(仮称)さいたま市子ども家庭総合センター運営会議の実施を考えている。1階部分の指定管理者及び業務受託者の代表者と、相談機関の幹部職員がひとつの会議を定期的開催していくことにより、各部門の情報を共有し連携を図っていきたい。

Q 今回の指定管理料については、他の業者との連携が大きくなることや、建物の維持管理は別とのことなので、実際の事業費の積算は難しいのではないかと思うが、市内の他の指定管理事業者の事業報告書など参考になるものを提示する予定はあるか。

A 多岐に渡る大きな事業であるため、市内に参考になるような規模の事業はない。そのため、他の地域で、大規模に事業を展開している複数の事業者から話を聞きながら、精査した市の基準を作り上げており、実際的な金額になっていると思う。

Q 収入の中で利用料金は無料とあったが、防音装置がありバンドやダンスができる設備も無料なのか。

A 無料となる。

Q それでは高校生がたくさん利用するようになると思う。

A 施設の設置目的を大事にするため、中高生を優先することにした。また、子ども・若者の居場所をつくることにも関わってくる。予約の仕組みをこれから考えていきたい。

Q 今の話の予約に当たっては、よく文化施設などで早い者勝ちにならないように期限を決めて抽選を行っているので、そういうこともよく検討してほしい。

A 今ある市の公共施設予約システムを活用したいと思っている。例えば月の初めに抽選を行うようなことを考えている。

【結果】

選考方法案に対する異論はなかったため、さいたま市案のとおり承認することを全会一致の賛成により決定した。

以上